

保有個人情報等監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市職員の保有個人情報等の取扱い等に関する規則（平成17年川崎市規則第72号。以下「規則」という。）第20条に定める監査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号。以下「条例」という。）及び規則で使用する用語の例による。

(適用基準)

第3条 監査は、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）、条例、川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年川崎市規則第13号）、規則、個人情報保護ハンドブック等を適用基準として行う。

(監査の対象)

第4条 保有個人情報等総括管理責任者は、市長事務部局（川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室及び区役所をいう。以下同じ。）及び他の実施機関の中から、毎年度、監査の対象を決定するものとする。

2 前項に定めるもののほか、保有個人情報等総括管理責任者は、随時、監査の対象を決定することができる。

3 前2項の規定により監査の対象として決定を受けた市長事務部局の長及び実施機関（以下「監査対象局長等」という。）は、監査を実施すべき部署（

以下「監査実施部署」という。)を選定するものとする。

(監査実施計画)

第5条 保有個人情報等総括管理責任者は、監査の実施に当たり、監査の実施内容を定めた監査実施計画（以下「実施計画」という。）を策定する。

2 保有個人情報等総括管理責任者は、前項で策定した実施計画を、監査対象局長等に通知しなければならない。

(監査体制)

第6条 監査の実施に関する権限及び責任を有する者は、保有個人情報等総括管理責任者とする。

2 監査を担当する職員（以下「監査担当職員」という。）は、総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課の職員及び他の実施機関において個人情報保護制度を担当する課の職員をもって充てる。

(監査担当職員の権限)

第7条 監査担当職員は、監査の実施に当たって、監査実施部署の職員に対し、資料の提出、事実などの説明、現地での視察、その他監査に必要とする事項の開示を求めることができる。

2 監査担当職員は、外部委託先など業務上の関係先に対して、事実の確認を行う必要がある場合は、監査実施部署の職員に対し、確認の実施を求めることができる。

(監査実施部署の責務)

第8条 監査実施部署の職員は、監査担当職員から前条各項の規定による求めがあったときは、監査が適正かつ円滑に行われるよう協力しなければならない。

(監査担当職員の責務)

第9条 監査担当職員は、監査を実施するに当たり、常に公正かつ客観的に監

査の判断を行わなければならない。

2 監査担当職員は、監査を行う上で知り得た事項について、正当な理由なく漏らしてはならない。

3 監査担当職員は、前条第1項の実施計画に基づき監査を実施しなければならない。

4 監査担当職員は、実施した監査の結果とその証拠資料などにより監査調書を作成し、監査調書の記述に事実誤認等がないことを監査の対象となった部署と確認するものとする。

(監査報告書)

第10条 監査担当職員は、前条第4項の規定に基づき作成した監査調書をもとに監査報告書を作成し、保有個人情報等総括管理責任者に報告する。

(監査結果の通知と改善措置)

第11条 保有個人情報等総括管理責任者は、前条の規定により監査報告書を受けた後は、速やかに監査結果等を監査対象局長等に通知する。

2 前項の通知を受けた監査対象局長等は、監査結果等により改善が必要と認めた場合は、改善の内容及び時期等を記載した改善計画を作成し、実施するものとする。

3 監査対象局長等は、前項の改善計画を作成した場合は、保有個人情報等総括管理責任者に報告するものとする。

4 保有個人情報等総括管理責任者は、必要があると認めるときは、監査結果等を市長に報告するものとする。

(改善実施状況の確認)

第12条 監査対象局長等は、前条第2項の改善計画を実施した場合は、速やかに実施結果を保有個人情報等総括管理責任者に報告するものとする。

2 保有個人情報等総括管理責任者は、必要に応じて監査の対象部署における

改善計画の進捗状況について、監査対象局長等に報告を求めることができる。

- 3 保有個人情報等総括管理責任者は、前項の報告を受けた時、必要に応じて監査対象局長等に改善の実施に関して指導を行い、又は必要な措置を求めるものとする。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月30日から施行する。